　（第４号様式）

|  |
| --- |
| 高齢第　　　　号  　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日  （法人名）  （役職・代表者名）　様  　　　　　　　　　　　熊本県知事　　蒲島　郁夫  令和３年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所・施設等の感染防止対策支援事業費補助金交付決定及び確定通知書  　令和　　年　　月　　日付けで申請のありました令和３年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所・施設等の感染防止対策支援事業費補助金については、熊本県補助金等交付規則第４条の規定により、下記の条件を付けて金　　　　　　円を交付することに決定しましたので、同規則第６条の規定により通知するとともに、併せて同規則第１４条の規定により同額に確定しましたので通知します。  記  １　交付額　　　　　　　　円  ２　交付の条件  （１）事業の内容の変更をする場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。  （２）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。  （３）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。  （４）事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０ 年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。  （５）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。  （６）事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。  （７）虚偽申告、事業に係る収入及び支出に関する証憑書類について整理保管できていない場合など、不正に当該補助金の交付を受けたと知事が認める場合には、全額返還を求めることがある。 |